

## 被相続人居住用家屋等確認申請必要書類 チェックシート

市内の空き家で本特例を受けるため「被相続人居住用家屋等確認書」が必要な時は、次の窓口まで申請ください。

申請窓口：登別市都市整備部 都市政策グループ  
 電話：0143-85-3230  
 住所：059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地

### 【被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合】

No	名 称 等	確認欄
1	被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-2）	
いずれかの書類	2-1 被相続人の除票住民票の写し	
	2-2 老人ホーム等から別の老人ホーム等へ転居している場合は、戸籍の附票の写し	
いずれかの書類	3-1 家屋の取壊し等時の相続人の住民票の写し	
	3-2 2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	
4	家屋の取壊し等後の敷地等の売買契約書の写し等	
5	法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し	
いずれかの書類	6-1 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	
	6-2 媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し（広告チラシや宅建事業者のホームページ掲載記事でも可）	
	6-3 市が家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡のときまで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていないこと」が容易に認めることができる書類	
7	家屋の取壊し等後、譲渡の時までその敷地等が使用されていないことがわかる写真	
被相続人が老人ホーム等に入所していた場合に必要書類		
8	「被相続人の介護保険証の写し」又は「障害福祉サービス受給者証の写し」	
9	老人ホーム等への入所時の契約書の写しなど （老人ホーム等へ入所していたことがわかる書類 例：除票住民票の写し等）	
いずれかの書類	10-1 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	
	10-2 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	